

東大阪下排第233号

令和5年5月8日

排水設備指定工事業者各位

下水道部サービス推進室排水設備課長

排水設備計画確認申請に伴う竣工検査方法の変更について（通知）

平素は東大阪市下水道事業に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

現在、排水設備計画確認申請に伴う竣工検査については、新型コロナウイルス感染症が「2類相当」に分類されていることから書類検査としておりましたが、報道等でも発表があったとおり、令和5年5月8日から季節性インフルエンザ等と同様の分類である「5類」に引き下げられることから、従前どおりの立会検査を再開いたします。

立会検査の開始時期は、令和5年6月11日以降の検査受付分からとなります。

なお前月11日から当月10日までに竣工書類一式（最終柵の写真不要）を提出した場合は、当月10日以降順次立会検査を実施させていただきまして、合格であれば即時検査済証をお渡しさせていただきます。

お手数をおかけしますが、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

問い合わせ先
東大阪市上下水道局下水道部
サービス推進室排水設備課
TEL 06-4309-3249（直通）